第C節　農産品セーフガード措置

第一款　第C節についての注釈

1　この節は、次の事項を定める。

(a)　第A節2の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品

(b)　(a)に規定する措置の発動水準

(c)　(a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2　第二・八条の規定にかかわらず、日本国は、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ１＊」、「ＳＧ１＊＊」、「ＳＧ２」、「ＳＧ３」、「ＳＧ４＊」、「ＳＧ４＊＊」、「ＳＧ５」又は「ＳＧ６」を掲げる品目に分類される原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。日本国は、この節に定める条件を満たし、かつ、この節の規定に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。

3　日本国は、この節に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

(a)　農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c)　この節に定める関税率

4　日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとる日から六十日以内に、欧州連合に対して書面によりその旨の通報を行い、及び欧州連合に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、欧州連合からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により、欧州連合からの個別の質問に応じ、及び欧州連合に対して情報を提供する。

5　3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

6　この節の規定の適用上、

(a)　「会計年度」とは、四月一日に開始し、その後の最初の三月三十一日に終了する日本国の会計年度をいう。

(b)　「四半期」とは、次の期間をいう。

(i)　四月一日から六月三十日まで

(ii)　七月一日から九月三十日まで

(iii)　十月一日から十二月三十一日まで

(iv)　一月一日から三月三十一日まで

第二款　牛肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、前款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ１＊」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊品」という。）及び同欄に「ＳＧ１＊＊」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊＊品」という。）に対し、各年における欧州連合からのこれらの原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、四万三千五百メートル・トン（ただし、9に規定する場合を除く。）

(b)　二年目については、四万四千二百七十八メートル・トン

(c)　三年目については、四万五千五十六メートル・トン

(d)　四年目については、四万五千八百三十三メートル・トン

(e)　五年目については、四万六千六百十一メートル・トン

(f)　六年目については、四万七千三百八十九メートル・トン

(g)　七年目については、四万八千百六十七メートル・トン

(h)　八年目については、四万八千九百四十四メートル・トン

(i)　九年目については、四万九千七百二十二メートル・トン

(j)　十年目については、五万五百メートル・トン

(k)　十一年目から十五年目までの各年については、その前年の発動水準に三百八十五メートル・トンを加えたもの

(l)　十六年目以降の各年については、その前年の発動水準に七百七十メートル・トンを加えたもの

2

(a)　ＳＧ１＊品に関し、前款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　一年目から三年目までについては、三十八・五パーセント

(ii)　四年目から十年目までについては、三十パーセント

(iii)　十一年目から十四年目までについては、二十パーセント

(iv)　十五年目については、十八パーセント

(v)　十六年目以降については、

(A)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(b)　ＳＧ１＊＊品に関し、前款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　一年目については、三十九パーセント

(ii)　二年目及び三年目については、三十八・五パーセント

(iii)　四年目については、三十二・七パーセント

(iv)　五年目については、三十・六パーセント

(v)　六年目から十年目までについては、三十パーセント

(vi)　十一年目から十四年目までについては、二十パーセント

(vii)　十五年目については、十八パーセント

(viii)　十六年目以降については、

(A)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(c)　1に定める条件が一の年において満たされ、その結果として3(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての前款3(c)に規定する関税率については、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

3

(a)　1に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(i)　各会計年度における欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計が1に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該各会計年度の終了時までの期間